

ウクライナ避難者支援

のための情報共有会議

— 第19回議事メモ

日時：2024年1月26日（金）18:30～20:30

場所：オンラインzoom

参加者：30名

* 団体、個人名については敬称略にて掲載しております。

Supported by



THE NIPPON
FOUNDATION

「あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワーク」より挨拶

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワーク／認定NPO法人レスキューストックヤード(RSY) 代表理事 栗田暢之

- ウクライナで戦争が続いていること、1月1日に発生した能登半島地震のことで新年を祝う挨拶が言えない状況になっている。
- 能登半島地震は、半島の先に震源があって半島全体が揺れた。半島の先に行くほど被害が深刻になっている。私も今日は自宅にいるが、来週からはまた現地入りする予定。
- 能登半島の穴水町は2007年に発生した地震のときにもRSYとして支援に入っているため、知人がたくさんいる。そのような中、3日から現地に入ったが、その際に驚くべき被害が広がっていた。死者は200名を超え、避難所に約1万人の方が避難されている。被害の状況の写真を見ると戦争の風景にも似ているように感じる。ウクライナの方もその様子を見て動揺されているのではないかと心配している。
- RSYは、避難所の環境整備、体調不良者へのケア、小規模避難所等への支援、足湯提供、車中泊対応など様々な支援を行っている。
- 困難な状況がよくわかると言っても、RSYが行う募金活動にウクライナ避難者の方が参加してくださり、本当に有り難いことである。
- 能登半島地震と同じように、ウクライナのネットワークを大切にしながら、困難な状況は変わらないので、引き続き、支援にあたっていきたい。

自治体、支援団体からの報告と質疑

<愛知県 多文化共生推進室 中奥さん>

・愛知県内の避難民は、1月1日時点で122名、78世帯。1月に入ってから新規で愛知県に転入される方が数名あり、増え方は緩やかだが、ゼロにはなっていない。愛知県としては引き続き、生活一時金、SIMカード支給、寄付物品配送、オンラインの日本語を実施し、来年度も同様の支援を検討中。生活一時金については、他の自治体で同様の支援を受けている方は重複しないように慎重にあり方を検討中。

・今年度のオンライン日本語教室と寄付物品について共有する。今年度 9月～11月全10回、受講生は各回10名程度。年齢層は10代から高齢まで幅広かった。参加者からの感想として、「親しい友人ができた」「日本語のレベルが上がったと友人から言われた」「職場で日本人とコミュニケーション取れるようになった」などがある。しかし、数名途中で辞めてしまった人もいた。その理由を聞いたところ「レベルが合わなかった」「仕事があって続けられなかった」ということで、それらの声を踏まえて来年度を検討したい。寄付物品は、今日ちょうど株式会社ローソン様からのレトルト食品やお菓子などを発送したところ。今年度は今回で4回目。配送物品の中に、寄付提供者向けに声を届けられるようQRコードがついているので、ぜひ避難民の方からメッセージを寄付企業に届けて頂きたい。

Q: オンラインだけでなく、対面もあったか？就職した人が来れなくなったということもあり、来年度の検討状況もまた教えてほしい。 →A:最初と最終回は対面で実施した。

自治体、支援団体からの報告と質疑

<名古屋市 国際交流課 石川さん>

・別件になるが、まずは能登で被災された方にお見舞い申し上げます。名古屋市も能登の七尾市に職員を派遣し、ちょうど本日に 1週間のミッションを終えて帰ってきた。七尾市は断水が続いているとのこと。まずは、被災された方、支援に携わっている皆さんにエールを送りたい。

・12月17日にウクライナのクリスマスイベントを行った。コロナの影響でできなかった料理体験を行ったり、半日開催だったところをプログラム調整して時間を延ばすことができ、参加された方も感動、喜んでいました。またこういう企画をしたい。名古屋市としては、来年度もスタンスとしてはできることをやっていこうという思いは変わらず、引き続き支援していただけたら幸い。

Q: 画面共有に出ていたクラウドファンディングはどういう状況か。

A: 12月で終了の予定だったが、延長し引き続いて募集している。現状目標達成率が 77%。26日段階で残り4日となっているが、もう一回延長する可能性あり。期限を伸ばす方向で調整しており、目標達成するまでは続ける予定。ただし、ガバメントクラウドファンディングの規約上今年度内には終了する。

Q: 頂いた寄付はクリスマス会のようなイベントに使われているのか。

A: 寄付はJUCAやRSYの支援活動に対する名古屋市からの支払いなどを通じて、避難民への支援に充てられる。また、夏に開催したイベントなどにも使用している。名古屋市の事業は寄付金から賄っており、来年度も同様になる予定。

自治体、支援団体からの報告と質疑

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワーク／認定PO法人レスキューストックヤード 加藤絢子 堀田美希子

能登半島地震に関して

<避難者の様子>

地震後すぐに、公式LINE(ボルシチネット)で避難者に安全確保を呼びかけた。その後、個別に聞いたところ、机の下に隠れたり、外に飛び出してしまったり、年配の方だとウクライナでも地震を経験した人もいた。寝ている人も意外と多くいた(ウクライナでは大晦日は夜通しお祝いする習慣があるため)。日本人でも把握できていない人が多いと思うが、ウクライナ避難者の方々は、実際災害が起きたらどうすればよいのか、避難所はどこかなどを知らない人が多いと予測されるため、わかりやすい説明の機会を作るなどサポートできたらと考えている。

<募金活動>

地震の翌週から土日月の三日間、多くの避難者の方が寒い中募金活動をするために集まって、大きな声で呼びかけ、募金して下さった人に対してお辞儀をした。長い文章は難しいが、「宜しくお願いします」と大きな声で何度も日本語で言ってくれたりした。自分たちの置かれている状況、本国の状況などから、痛みを知っているからと参加をしてくれた。今週末もまた募金活動を行うが、数名参加してくれる予定。

最近の傾向・課題等

<病院への同行が増加→身寄りのない方の転入が増えた>

最近では病院に同行することが多くなっており、今まで、歯科、皮膚科、耳鼻科、婦人科、心療内科に行った。心療内科に行く方も割と多く、基本的には以前からの処方されている薬をもらいに行く人が多い。一人で複数の科を受診する人もいた。精神的に不安定だからいろいろな体の部位に支障をきたしているのではないかと感じる。その精神の不安定さは戦争が一因であると考えられるため取り除くのは難しいが、せめて日本に在る間は少しでも安らげたいと思う。

よく耳にするのが、若く働いている人は日本語学校に通う時間もなく、日本語の勉強ができていない影響で、日本人とコミュニケーションが取れず、孤独感を感じている人が多い。同年代の日本人と会話する機会を設けたい。

<名古屋市への転入者が再度増える予定>

入管庁の方から身元保証人のいない方で名古屋市へ転入希望の方が数名待機していると聞いている。また、一旦名古屋市以外の所に身を置いたが、再び名古屋市の方に来たいという声も数世帯聞いている。

自治体、支援団体からの報告と質疑

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワーク／認定PO法人レスキューストックヤード 加藤絢子 堀田美希子

イベント・支援の報告

「クリスマスイベント」

企画者は普段ロシア語の通訳としてボランティア登録をしている方。特にプログラムが決まっているわけではなく、やりたい人がやりたい事(芸)をするという「オープンマイク」形式。天白文化祭で合唱をしたメンバーの合唱、劇団の方の一人芝居や劇、一人でウクライナの歌を歌う人も。最後は誰からともなくみんなでウクライナの曲が始まり、最後は大合唱になった。終始良い雰囲気が進み、劇団の方々がウクライナの曲をたくさん用意してくれたことから、参加者たちもウクライナにいるようだと言っていて満足して帰って行った。

「エシカルを食べる」

継続的に声掛けして下さっている高校教師で、名古屋ユネスコ協会に参加している方からお声掛けいただいた。名古屋ユネスコ協会に属されている若い方を中心に行われたイベント。先ほど課題として話したが、若い避難者が日本人との交流がないことから、若い世代に絞って声掛けをした。バングラデシュのカレーとチャパティーというパンの生地を作ろうというイベントで、高校生大学生が主体となったRSYスタッフはあまり声出しをせず、先生とボランティアで来ていた高校生、その他学生など参加者たちが主体的に動いて実施した。翻訳機を使いながら両国の参加者が交流。すごく仲良くなったわけではないが、一生懸命会話しようとしており貴重な経験ができたとの声もあり、良い機会になったと思う、またこういう機会を設けたい。

支援物資

育てたブーツを提供頂いた方、子ども向けに手作りの運動着袋やナフキンを提供していただいた方。また、自転車屋の一角で避難者の方々が作った作品を展示販売をする機会をいただくなど多くの支援があった。また、以下の企業や団体からも引き続きご支援頂いた。

Man to Man株式会社：支援物資のみならず、たくさんのお菓子をUCAのクリスマス会で配ってくださった。

クレイン英学校：物資を並べて頂き、さらに、年末であったため、物資部屋の大掃除まで手伝っていただいた。

つなしょ：日ごろもらえない冷蔵品もいただいた。

たくさんの方々に提供いただけることに感謝申し上げます。

JUCA(NPO法人日本ウクライナ文化協会)

副理事長 榊原ナターリアさん

1) イベント等スケジュール

- 12月17日 名古屋市と一緒にウクライナのクリスマス会を開催。ウクライナ料理やお菓子作りなどをして交流ができ、避難民も楽しんでた。
- 12月23日 JUCA主催でクリスマスイベントを中部土木株式会社の会場をお借りして開催RSYやMan to Man株式会社などからも子どもたちにたくさんプレゼントをいただいて、みんな喜んでた。ご協力いただいた企業に感謝申し上げたい。
- 12月26日 ウクライナランチで、クリスマス料理を提供した。
- 1月27日 ピース・フォー・ウクライナ開催予定。
- 2月10日 久屋大通マーケットに出店予定。
- 2月18日 大府市でのバザーに出店し、ステージにも出る予定。
- 2月24日 ロシアによる侵攻から24日で2年になるので、大きな街頭イベントを開催予定。
- マリーナ先生によるヨガセラピーの会や、刺繍手作り品の会は今年も続けたい。

2) ウクライナ帰国報告

- 12月にポーランド経由で、移動も含めて3週間ウクライナに帰国していた。
- 帰国後、病院に薬を届けたり、日本で買ったヒートテック等を現地の人や前線で戦っているウクライナ軍に支援した、軍には車のタイヤも買って届けたりした。
- 12月1月のウクライナは非常に寒い、マイナス2度位になった。ヒートテックやアルミシートの寒さよけは有効。
- 子どもと一緒に帰国した。空襲警報が鳴り子どもが怖がらないように写真では笑顔を見せている。避難できる場所があるのはよいことだが、お正月にも空襲警報が鳴り、心が落ち着くことはなく現地の子どもの心の影響を非常に感じた。
- 現地に行くと、戦争がまだまだ大変な状態でいつ終わるかもわからない。改めて、日本にいるウクライナ人は、まだ国に帰るのは難しいと感じた。また、現地への支援も必要。引き続き、ご協力をお願いしたい。

補完的保護対象者認定制度について

名古屋出入国在留管理局 在留支援部門 鹿毛さん

<補完的保護対象者認定制度の概要>

・昨年の12月1日から開始した制度。紛争避難民など難民条約上の難民には該当しないものの、難民と同様に保護が必要な方がいらっしゃったが、従来の入管法では、確実に保護する制度がなかった。入管法が改正され本制度が開始された。認定されるためには、申請が必要で、在留資格に関する申請とは全く別の手続きになる。認定申請中に在留期間が満了する場合、在留期間の更新申請は別途必要になる。

・認定を受けた後は難民認定を受けた方と同様「定住者5年」の在留資格が付与される。「定住者」は身分や地位に基づく在留資格のため就労制限がない。雇用されて働く他に、事業を立ち上げる場合にも許可を受ける必要がない。将来的に永住の申請を行い、日本に永住をすることも可能。

・認定された方の中で希望者は「定住支援プログラム」に参加できる場合がある。認定された方とその家族のために、日本語教育や生活ガイダンスなどを日本政府が無償で行うものとなっている。申し込み問い合わせ窓口は「公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(HQ)」となる。

・定住支援プログラムの生活援助金について、避難民の方の中には、国もしくは日本財団からの支援金を受け取っている方もいると思うが、両方同時に受け取ることはできない。どちらを受給するか明示し申し込みをする必要がある。詳細は、避難民に19日に手紙を発送してお知らせしているところ。

<事前質問への回答>

Q:補完的保護対象者認定申請済みの人数、認定した人数→A:名古屋入管管内で約60件。既に認定された方もいらっしゃると聞いている。

Q:難民認定申請も同時にできるが申請した方は?→A:難民認定申請と補完的保護対象者認定申請はいずれか一方を選択して行うことになる。難民認定申請を行った場合は補完的保護対象者の該当性についても判断される。その上で、補完的保護対象者認定申請を行った人数が約60件となっている。

Q:補完的保護対象者の認定を受けるまで、定住支援プログラムへの参加可否が判明するまでのスケジュールは?→A:認定審査は個別に行われるので、一律的なスケジュールを示すことはできない。また、定住支援プログラム事務局(HQ)が行っているため、入管では把握していない。

補完的保護対象者認定制度について

名古屋出入国在留管理局 在留支援部門 鹿毛さん

Q: 定住支援プログラムの名古屋での開催可能性はあるか？→A: 第1回目のプログラムは4月から開講するが、千葉と東京での開催になる見込み。10月以降は対面での受講希望者数や居住地等を勘案して、首都圏以外での開催の要否を検討することになる。

Q: ハローワークでの新規での支援策は？→A: 現時点で追加の支援策の情報は入ってきていない。

■上記に追加で、よく頂く質問について参考に紹介したい。

Q: 第1回目の定住支援プログラムは参加申し込み期限を過ぎるとどうなるか？→A: 第1回目の受講申し込みは2月末が締め切り。これを逃した場合は第回目以降からの参加になる。

Q: 定住支援プログラムの生活支援金は県の支援金との併用可能か？→A: 既に十分な収入のある方は生活支援を受け取ることができないとされている。その上で、自治体からの支援金が年数万円～数十万円であれば、そのことのみで定住支援プログラムの生活支援金を受け取ることができないとはならない。一方、支援金が年100万円を超えるような高額なものであれば、別途相談してほしい。

Q: 補完的保護対象者に認定されていないと定住支援プログラムに申込みができないのか？→A: その通り。定住支援プログラムは補完的保護対象者として認定された人とその家族が参加できる。

Q: 補完的保護対象者として申請できるのは、現時点では、ウクライナ避難民のみか？→A: 国籍要件がある制度ではないので、いずれの国籍の方も申請することができる。定住支援プログラムについても同様。

補完的保護対象者制度について

東京都生活文化スポーツ局都民生活部多文化共生推進課 中尾さん

東京都つながり創成財団多文化共生課 梅田さん

・はじめに、東京都も能登半島地震支援として、住宅確保、職員派遣等行っている。また、ちょうど本日、ウクライナ避難民支援の来年度予算案を公表したところ。来年度は今年度と同様の支援を行う予定をしている。

・全国的な避難民の1月の在留数は2100名、1年前は2300名だったので、200名ほど減少。帰国や第3国へ出国された方がいると思う。東京都の数は昨年月に590名、4月に600名弱くらい。都営住宅のニーズは高々年前で250世帯程度だったが、今年1月で300世帯、460名程が都営住宅に入居している。約25区市で受け入れを継続している。

・東京都の支援。都営住宅の交流スペースを使って日本文化を楽しんでもらうような折り紙や書道イベントを2カ月に1回程度開催している。公立小学校・中学校就学は40名程度。都立高校も10名程度が就学。就労については、相談窓口を時～17時まで開設し、120件程度相談が寄せられている。

・東京都生活文化スポーツ局、東京都つながり創生財団、日本MCA同盟で協定を結び、「ポポートニク東京」を展開している。

・日本語学習においては、個々のヒアリングを丁寧に行い、目的やレベルに合った情報提供、申し込み支援をしている。また、進学を目指す方には支援団体につながるなどサポートをしている。

・高齢者や持病のある方については、都立病院でウクライナ語、ロシア語の医療通訳提供をしている。ただ、アルコール依存症治療など、本国との治療方針の違いがある病気もあると聞いている(本国は経過観察より、強い薬を提供することが多い)。都立病院では、十分なカウンセリングや精神的な診療を中心にしている。言語サポートができる病院を探したり、通院同行をしている。

・就労支援としては、ハローワークに同行、登録手続き支援。未就学児と母の母子世帯については、保育園や都のベビーシッター手続き支援をしている。

補完的保護対象者制度について

東京都生活文化スポーツ局都民生活部多文化共生推進課 中尾さん

東京都つながり創成財団多文化共生課 梅田さん

- ・避難の長期化に伴い、避難者の個別具体的な課題が複雑化、多様化している。
- ・年代が幅広い中で、地域の生活に馴染める人、仕事に就いたとしても、適応できる能力が様々なので、提供できる支援が簡単に結びつかない。オーダーメイドに近いカウンセリングをし、適切な支援は何か、最前線で戸別訪問を行っているMCAのスタッフからもきめ細かい対応が求められていると聞いている。
- ・単身の若者世代が多く見受けられるようになっているが、日本語やスキル、働いた経験もないという避難者が増えている。一部、身元保証人との関係悪化。相談者がいなくて孤立しているという話も聞いている。
- ・未就学児の子どもの居場所。児童館や図書館の案内もしているが、多言語対応が必要で一部でうまくつながったケースもあるが、難しいと聞いている。さらに上の年齢になるとトリプルスクール(ウクライナの学校のオンライン授業、日本の地元の学校、日本語学習)で休養ができない。心身共に疲労困憊している若者が多くいると聞いている。
- ・日本語学校で避難者8名受け入れている学校の校長より話を聞いた。別の学校では、学校に馴染めない話も聞いている。ウクライナでは医師、弁護士技術者、舞台芸術など、マネージャークラスだった人が日本では資格が通用しない。日本語ができないという課題を抱えており、雇用のミスマッチという問題がある。YMCAが開催しているIT企業への就労セミナーに参加した若者からは、日本企業の慣習に馴染めないという話が出たようだ。日本語学校で学んだ成果を仕事につなげていきたいという場合に、日本企業の昇給制度や化の遅れなどネガティブなイメージがあるようだ。
- ・東京都つながり創成財団ではワンストップ相談窓口を持っているが、実際には住宅相談がほとんどである。昨年度は、海外から日本に来たいという相談が多かったが、今年度に入ってからは国内からの相談のほうが多くなった。以前より、進学先や就労先が地方で見つからず、東京に転居したいという相談があったが、今年度に入ってから国内で移動したいという相談が特に多くなっている。それも一地域ではなく、日本全国の各地からとなっている。補完的保護対象者認定制度の導入により、自治体によっては、支援金がなくなったり、住宅の無償提供をやめるところもあり、そのため、東京に転居したいという話が増えている。
- ・家族の呼び寄せ相談について。都営住宅では一旦入居した後、別の都営住宅に転居は許可していないので、同居の場合はよいが、新たに来日する場合は別居となる。東京の東と西に分かれてしまうというケースもあり、課題になっている。

補完的保護対象者制度について

東京都生活文化スポーツ局都民生活部多文化共生推進課 中尾さん

東京都つながり創成財団多文化共生課 梅田さん

<補完的保護対象者認定制度について>

- ・課題としては、昼間の定住支援プログラムだけで自立につながるのか。そもそも避難民が情報を受け取って十分な理解ができているのか難しいところだと考える。実際に、YMCAや都のワンストップ窓口に昨年1月～年末にかけて、補完的保護制度、住居との関係(今住んでいるところを出なければならないのか)など心配ごとの相談が寄せられた。
- ・定住支援プログラムは、語学支援は72時間用意されていると聞いているが、日本語学校の先生からも「十分だと言えない、日本語は文字が多く、一つの言葉でもニュアンスが違う、生活者として日本語を学べるか」といった疑問を聞いた。
- ・学習後も、就労、自己実現に活かすことはできるかという課題がある。ハローワークでのマッチングがあるが、南関東を所管するハローワーク100～200件のマッチングに動いているものの、実際に就労を継続できている人がどれくらいか。企業から週3件は受け入れ希望の連絡があるが、600名程度いる避難者と比較して件数は少ないと感じている。
- ・補完的保護に申請し、支援プログラムをうまく活用できる避難民がどれくらいいるのか、実態を把握する必要があると感じている。自治体や支援団体から支援疲れを聞く中ではあるが、引き続き、連携しながら避難民を支援していきたい。区市や支援団体の環境を整えつつ、国に対して情報提供を求めたい。定住支援プログラムにすべて支援を収斂できるとは思っていないので、セーフティーネットとなる自治体として十分な対応を国に求めていきたい。

補完的保護対象者制度について

あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークコアメンバー 名古屋難民支援室 羽田野さん

・12/13にJUCAと一緒に補完的保護対象者認定制度についてウクライナの方向けの勉強会をオンラインで行ったので、その報告を行う。

・勉強会では、①補完的保護申請について、②補完的保護の申請と在留資格、③生活支援(申請中と認定後の支援プログラムの詳細)の3点について説明を行った後、質疑応答を行った。

以下、ウクライナの方々から出された質問を紹介する。

- ・申請をした後、結果が出るまでどのくらいの時間がかかるか。
- ・どのような証拠の提出が要るか。
- ・補完的保護と難民申請どちらにチェックを入れて申請すればよいか。(→難民申請の方のみにチェックを入れれば、両方審査されると回答した。申請書に明記してあるにもかかわらず、避難民から質問が出たので、わかりにくかったようだ)
- ・「特定活動」の在留資格を持っている人しか申請できないのか。
- ・申請が認められなかった場合にどうなるか(→審査請求があるという説明をした)
- ・申請中にもらえる支援金、認定後にもらえる支援金、もらえなくなる支援金はどのようなものがあるか。
- ・「定住支援プログラム」への参加は必須なのか。受講中に働くことは可能か。名古屋在住の場合、対面参加とオンライン参加が選べるか。難民認定をされた方も同じ受講クラスとなるのか、補完的保護対象認定者だけのクラスになるのか。

なお、勉強会を終えた後、難民の方で申請したいという方もいらっしゃった。申請をするときに、補完的保護対象者か難民かどちらに申請したらよいか多くの方が関心を持っていた。他国では、ウクライナの方が、国籍を理由に難民として認められている事例も出てきている。当団体では、そういった情報提供をしながらウクライナの方自身が選択肢を理解したうえで申請できるようにサポートしていきたい。

質疑応答

Q: 名古屋入管管内でウクライナ避難民の方が難民申請をした件数を教えていただきたい。

A: (名古屋入管) 現状把握していない、また、公表可能かどうかについて内部で確認後回答させていただきたい。

Q: 定住支援プログラムがウクライナ人だけとなるのかどうか。難民認定された方と一緒にのクラスになるか。

A: (名古屋入管) 難民認定された方は別の支援プログラムがあるので、補完的保護対象者とは別のクラスになると思われるが、確認し後日回答させていただきたい。また、定住支援プログラムがウクライナ避難民だけのクラスになるかどうかについても、確認し後日回答させていただきたい。ウクライナ避難民に関する取組は、本庁(出入国在留管理庁)において決定されており、名古屋入管では回答ができないので、持ち帰りたい。

Q: 定住支援プログラムは、ウクライナ語やロシア語で行われるのか。

A: (名古屋入管) 上級庁に確認したい。

Q: 制度が変わり、避難民のみなさんが戸惑っていると伺ったが、在留資格の手続きを間違ったり申請がうまくいかなかったりなど最悪なケースはどのようなことが考えられるか？

A: (名古屋入管) 例えば、在留期間の更新申請をうっかり忘れてしまったとしても事情を聞いて手続を行える場合もあるため、ウクライナ避難民の方に関しては、在留資格に関して最悪のケースというのは想定し辛いのではないかと。

Q: 経済的な困窮や精神的なことで最悪のケースということは想定されるか？

A: (東京都) 日本語に馴染みがなく習得が難しいということがある。習得が難しいという方の場合でも、ウクライナコミュニティとうまく繋がっていれば社会との接点を持ちやすい。一方、つながっていない方に関しては、行政や支援団体からもリーチを伸ばすのが難しい。今、避難民同士の中でネットを通して(今回の補完的保護を含めて)情報のやり取りがいろいろとあるようだ。さらに、避難民のコミュニティ自体が日本の生活習慣に馴染めず地域から孤立してしまう事例もあり懸念を持っている。東京都としては、住居、光熱費、生活調度品、生活伴走支援などフルパッケージで支援しているが、一部、本来の自立をもしかしたら妨げているのではないかという声もある。補完的保護対象者認定制度で新たな支援も始まるが、制度ありきではなく、制度を個人に応じて活用しながら、避難民個々人に応じた段階的な自立のあり方ということを考えていきたい。

質疑応答

Q: 補完的保護対象者の申請を提出する際に間違えて記入してしまった場合(その後の定住支援プログラムの申し込み等も含めて)、訂正はできるのか？

A: (名古屋入管) 補完的保護対象者認定申請については、受付の際に記載内容を確認をしていると聞いているが、実務を担当している部門に確認後回答したい。

Q: 補完的保護制度に関して、ハローワークとの連携で就労のマッチングをすることが謳われているが、従来より外国人の就労支援はハローワークで行われている。今回、補完的保護対象者となった方に対して、追加で支援が何か実施される予定なのか？

A: (名古屋入管) 上級庁に確認したい。

コメント: ウクライナ避難民の方には補完的保護対象者認定制度について、手紙等でも案内されていると思うが、他の国籍の方や日本人にはあまり案内や広報がされていないように感じる。また、すぐに申請が通る方もいれば、そうではない方もいるように思っている。名古屋入管より、申請から認定までのスケジュールについては個別のケースになり、分からないという話はあったものの、疑問に感じるころではある。ただ、この制度は誰にとっても全く初めての制度であり、運用に関しても初めてという前提で進んでいるものと思うので、今後の会議で回答を聞いたり、進捗を聞いたりすることで、理解していきたい。

コメント: 名古屋でも多くの方が定住支援プログラムの生活ガイダンス受講を希望されているようだ。ぜひ東京以外の場所、名古屋でも開催をしていただけるように、名古屋入管から上級庁に依頼をしていただきたい。

Q: 日本人でもハザードマップを開くことはなかなかないと思うが、避難民の方へ災害時の避難方法、避難訓練などはされているのか？

A: (名古屋市) 日本人に対しても、転入時にハザードマップを必ず配布する自治体、自由に持ち帰ってくださいとしている自治体もあり、全国的に統一されている基準等はない。ただ、ちょうど12月のウクライナ避難民「つどいの場」で、名古屋市港区の防災センターに行き、地震を体験してもらう企画を行い、防災に関心を持ってもらうきっかけづくりはできた。名古屋市でウクライナ語版のハザードマップはないため、配布はできていない。

ウクライナ避難者支援のための寄付にご協力をお願いします

郵便振替00810-7-215694 口座名義:レスキューストックヤード

(ゆうちょ銀行以外の金融機関からのお振込み)

ゆうちょ銀行(金融機関コード: 9900)・〇八九(ゼロハチキュウ)店(店番: 089)

当座 0215694 口座名義:レスキューストックヤード

※領収書は認定NPO法人レスキューストックヤードからの発行となります。